

福井県新人看護職員研修事業（医療機関個別研修）実施要綱

1 目的

この事業は、病院等において、新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

病院等

※看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等

3 補助率

1／2

4 補助基準額

次の（1）（2）により算出された額の合計額とする。

（1）研修経費

ア 新人看護職員等が1名るとき 440千円
（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円）

イ 新人看護職員等が2名以上るとき 630千円
（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、
新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円）

（2）教育担当者経費

新人看護職員等5名以上の場合に5名ごとに 215千円

※新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職し、それぞれの研修に参加する人数とし、複数の研修に参加する者は1名として計上する。

新人看護職員等

県内の医療機関に採用された新人看護職員

看護管理者により新人看護研修の受講が必要と判断された看護職員

5 対象経費

（1）研修経費

新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）

(2) 教育担当者経費

新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）

6 研修事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドラインに示された以下の項目に沿って新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。

- (ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドライン参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- (イ) 「研修における組織の体制」（ガイドライン参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。
- (ウ) 「新人看護職員研修」（ガイドライン参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。
また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドライン参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。